

I 指定難病とは

1. 難病とは

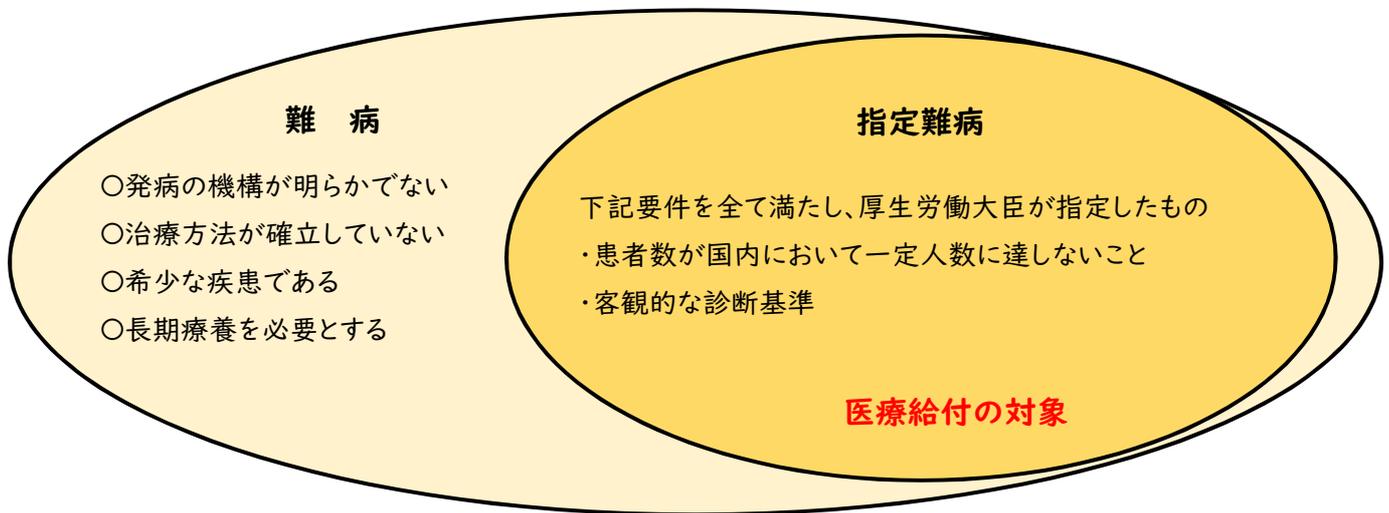
難病法では、難病を「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病」と定義しています。

その難病のうち、患者数などの一定の要件を満たす医療費助成の対象疾病が、指定難病です。

2. 指定難病とは

難病のうち、下記の要件を全て満たす疾病が、指定難病です。

- ・患者数が国内において一定人数に達しないこと（人口の0.1%程度）
- ・客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立していること



*全ての対象疾病に認定基準が定められており、審査の結果、認定基準に該当しないと判断された場合は医療費助成の対象になりません。

- ・指定難病の対象疾病と認定基準については、さいたま市保健所又は各区保健センターにお問合せいただくか、厚生労働省のホームページでご確認ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>



指定難病は疾病の希少性や症状の多様性のため、療養生活が長期にわたるなど、患者さんやご家族には様々な不安や悩みが尽きません。安心して療養生活を送るためにガイドブックをご活用ください。